

## 後期高齢者医療事務に係るマイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価書（素案） に関する市民意見募集の結果について

「後期高齢者医療事務に係るマイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価書」（素案）に関する市民意見募集を、下記のとおり実施し、御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方を公表します。

貴重な御意見をお寄せいただき、御礼申し上げます。

### 1 実施期間

令和6年7月23日（火）から令和6年8月23日（金）まで

### 2 提出方法

郵送、FAX又は電子メールにより提出（様式自由）

### 3 募集結果

1名の方の意見が得られた。

なお、内訳については次のとおり。

#### (1) 年齢別件数

| 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 不明 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|--------|----|----|
| 0     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 1  | 1  |

#### (2) 居住地等区分別件数

| 京都市在住 | 京都市内に通勤・通学 | その他 | 不明 | 合計 |
|-------|------------|-----|----|----|
| 0     | 0          | 0   | 1  | 1  |

### 4 主な御意見と京都市の考え方

| 意見の要旨                                                                                                                                                              | 京都市の考え方                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価書6ページ4-①の②に「個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し被保険者の利便性の向上を図る必要がある。」とありますが、これは既に実行されている機能ではありませんか。更に、6-②で情報提供の法令上の根拠なしと記載されています。根拠がないなら、個人番号との紐付けの必要性はないということではないでしょうか。 | 御指摘のとおり、評価書6ページ4-①の②については、既に記載済みの事項であるため、「(別添3) 変更箇所」から記載を削除しました。<br>6ページ6-②については、情報提供ネットワークシステムにおいて情報提供は行っていないため、情報提供の根拠を「なし」としていましたが、「なし※情報提供は行わない」と誤解を招かない記載に改めました。 |
| 10ページのフロー図が示すように既存のシステムで個人の特定はできています。マイナンバー連携システムと中間システムを追加することでリスクは高まりますが、それ以上のメリットがどこにあるのでしょうか。                                                                  | マイナンバー連携システム等を利用することで、被保険者御自身に、様々な証明書等の書類を用意していただく手間をおかけせずに、情報を得ることができるため、利便性が向上すると考えます。                                                                               |
| 24ページ以降度々「業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医                                                                                                                              | 御指摘の注意書きは、番号法上の個人番号と後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）上の管理番号とされ                                                                                                               |

|                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる」と出てきており、既存の管理番号で独自に管理可能なら番号法の個人番号と紐付ける必要性はないと思います。</p>                                                 | <p>ている個人番号が同一でないことを留意していただき、混同することがないように記載したものであり、番号法上の個人番号と紐づけするか否かに影響を与えるものではありません。なお、マイナンバー連携システム等を利用することで、被保険者御自身に、様々な証明書等の書類を用意していただく手間をおかけせずに、情報を得ることができるため、利便性の向上のため、マイナンバーでの連携は必要であると考えます。</p> |
| <p>「京都府後期高齢者医療広域連合」という言葉が度々出てきますが、この連合にどのような機関が含まれますか。</p>                                                                             | <p>京都府後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体（自治体）であり、複数の機関によって成り立っているものではありません。</p>                                                                                                                       |
| <p>60ページのリスク4-②で「特定個人情報に記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する」とありますが、これらの紙媒体は何日間保管され、どのように廃棄されますか。</p>                             | <p>個人情報等を記載した申請書等については、それぞれの書類に保存年限が設けられていますので、その保存年限が過ぎた後は機密文書として専門の業者に封緘した状態で引き渡し、そのまま溶解処理されます。</p>                                                                                                  |
| <p>65ページのリスク3で「情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する」とありますが、ヒューマンエラーを避けるためにシステム上に自動確認機能がありますか。</p>                                             | <p>移転先の京都府後期高齢者医療広域連合の標準システムとは専用線でつながっていることから、他に情報が移転することはありません。</p>                                                                                                                                   |
| <p>京都市は、個人情報保護審議会を設けていますか。</p>                                                                                                         | <p>本市においては、京都市情報公開・個人情報保護審議会を設置しています。</p>                                                                                                                                                              |
| <p>医療システムを多目的かつ複合的に使用することでシステムが複雑になり情報漏洩のリスクが高まることが懸念されます。データの合理化・効率を高めることが目的であれば、システムを極力簡素にし、医療システムとマイナンバーシステムを完全に分離すべきではないでしょうか。</p> | <p>京都市の後期システムと京都府後期高齢者医療広域連合の標準システムは、専用線によりデータの送受信を行い、想定された目的の中で使用されています。また、マイナンバー連携システムの利用については、本市が持ち合わせていない情報を効率的に得ることができ、被保険者の利便性が向上すると考えております。</p>                                                 |